国立大学法人弘前大学ネーミングライツ事業契約書（ひな形）

国立大学法人弘前大学（以下「甲」という。）と○○○○○（以下「乙」という。）は、甲が所有する施設等に乙の名称、商標名等を冠した別称を設定する権利（以下「命名権」という。）に関して、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本契約は、命名権について基本的な事項を定め、円滑な遂行を図ることを目的とする。

２　甲は，甲の教育研究環境の維持・向上を図るため，甲が所有する施設等のネーミングライツ事業を実施し，乙は，その趣旨及び目的に賛同して，ネーミングライツ料を支払い，命名権当の付与を受けるものとする。

（命名権の付与）

第２条　甲は、乙に対して、本契約の定めるところにより，甲が所有する以下の施設等について、命名権を付与する。

対象施設等：○○○○○

（別称）

第３条　命名権を付与する対象施設等の別称は以下のとおりとする。ただし、甲は、甲の規則等に規定する対象施設等の名称を変更しないものとし、必要に応じて別称ではなく甲の規則等に規定する施設等の名称を使用するものとする。

別称：「○○○○○」

２　乙は、契約期間中、別称等（別称及び広告掲示等の内容をいう。以下同じ）を変更することはできない。ただし、甲が、特に必要と認めるときは、この限りではない。

（契約期間）

第４条　本契約の契約期間は、○○○○年○月○日から○○○○年○月○日までとする。

２　命名権の付与期間は前項の本契約期間と同様とし、使用期間の終了の日までに、本契約が終了した場合は、別称の使用期間も終了する。

（ネーミングライツ料）

第５条　本契約に基づくネーミングライツ料は、年額○○○○○円（うち消費税及び地方消費税額○○○○円）とする。

２　乙は、前項に定めるネーミングライツ料について、年度ごとに甲が発行する請求書の発行日の翌月末までに納付しなければならない。

３　乙が前項に規定する日までに第１項に規定する金額を納付しないときは、乙は甲に対し、納入期限の翌日から起算して支払った日までの日数に応じ、当該契約金に年3.00％の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

（別称等の設置）

第６条　乙は、甲と協議の上、対象施設等に別称等のサイン等を設置することができる。

２　前項に定める別称等のサイン等の内容（デザインや大きさ等）、設置場所及び設置方法等については、甲乙協議の上、決定するものとする。

３　第１項に定める別称等のサイン等の設置及び変更は乙が実施するものとし、その費用は乙が負担するものとする。

４　第１項に定める別称等のサイン等の所有権及び著作権その他の知的財産権は乙に帰属する。

５　本契約の契約期間の終了又は解除した場合は、甲が指定する日までに、乙の費用負担により原状回復するものとする。

６　乙が前項の原状回復を行わない場合は、甲が原状回復を行い、相当な原状回復費用を乙に請求することを乙はあらかじめ承諾する。この場合において、乙は直ちにその費用を甲に支払わなければならない。

（別称等の管理）

第７条　前条第１項に定める別称等のサイン等の修繕等に要する費用については、乙が負担する。また、別称等のサイン等により第三者に損害が生じた場合の責任は、乙が負うものとする。

（特典の付与）

第８条　甲は、乙への命名権の付与期間中、乙に対し次の各号に掲げる特典を付与する。

⑴　甲は、甲が管理する公式ウェブサイト等を通じて別称の普及と定着に努めることとし、この場合における費用については、甲が負担する。

⑵　乙は、甲より対象施設等の命名権を付与されていることを、乙の管理する媒体（ウェブサイト、出版物等）で表示することができる。

⑶　前号までに定めるもののほか、乙が応募時に提案した条件については、甲乙協議の上、甲が書面により許可した場合に限り、これを認めるものとする。

（知的財産権）

第９条　乙が、本契約の別称等に関して知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第２条第２項に規定する権利をいう。以下同じ。）を取得した場合においては、乙は、甲がこれを無償で使用することを認める。

２　乙は、別称等が第三者の商標権、著作権、パブリシティ権、キャラクター権等第三者の知的財産権を侵害する場合には、自己の責任と費用においてこれを解決しなければならない。

３　別称等に基づき又はこれに関連して第三者との間で紛争が生じた場合には、乙は、自己の責任と費用においてこれを解決しなければならない。

４　前２項の規定にかかわらず、甲が第三者に対し金員の支払いを余儀なくされたときは、乙は、甲に対し、これに要した金員その他甲が要した費用（合理的な範囲の弁護士等の専門家の費用を含む。）を直ちに支払わなければならない。

（損害賠償）

第10条　甲及び乙は、その責めに帰すことができない事由による場合を除き、本契約を履行しないため又は履行に瑕疵があり、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（契約の解除）

第11条　甲及び乙は、本契約の相手方につき、次の各号いずれかの事実が生じた場合は、第４条第１項に定める契約期間中であっても、本契約を解除することができる。

(1)　本契約の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき。

(2)　正当な理由なく、本契約に定める義務を履行しないとき。

(3)　本契約に定める条項に違反したとき。

(4)　乙が法令、甲の規程等に違反し、又はそのおそれがあるとき。

(5)　乙の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。

(6)　乙の都合等により、本契約に定める義務の履行が困難となったとき。

(7)　その他、甲が命名権の付与を取り消すことが必要と認めるとき。

２　乙が、前項第６号の規定により本契約を解除するときは、希望する契約解除日の１ヶ月前までに、甲に申し入れるものとする。

（ネーミングライツ料の返還）

第12条　甲は、前条の規定に基づき、本契約を解除したとき、乙が既に支払ったネーミングライツ料は返還しないものとする。ただし、前条第１項第７号の規定により、本契約を解除したときには、ネーミングライツ料の返還について甲乙協議の上、決定する。

（契約変更）

第13条　甲及び乙は、第４条第１項に定める契約期間中、重大な事情の変更が生じた場合には、相手方に対して当該事情を通知し、甲乙誠実に協議の上、契約内容を変更することができる。

２　甲及び乙は、災害その他やむを得ない理由により、本契約の履行に支障があると判断した場合には、相手方と協議の上、契約内容を変更することができる。

（秘密の保持）

第14条　甲及び乙は、本契約の履行に関し相手方から秘密である旨明示して開示された情報を第三者に開示、提供又は漏洩してはならない。

２　前項の規定は、本契約の終了又は解除の後も有効に存続する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第15条　甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なしに、本契約上の地位及び本契約から発生

する権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、承継させ、転貸し、使用若しくは収益を目的とする権利を設置し、又は抵当権若しくは質権を設定してはならない。

（疑義に関する協議）

第16条　本契約の内容に関し、疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、解決するものとする。

（裁判管轄）

第17条　この契約に関する訴えの管轄は、国立大学法人弘前大学所在地を管轄区域とする青森地方裁判所弘前支部とする。

本契約の締結を証するため、本契約書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

〇〇〇〇年〇月〇日

甲　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
　　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
　　〇〇〇〇〇
　　〇〇〇〇〇　　〇〇〇〇〇

乙　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
　　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
　　〇〇〇〇〇　　〇〇〇〇〇